社会福祉法人北杜定款

第1章　総則

（目的）

第1条　この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

（1）第一種社会福祉事業

（イ）障害者支援施設の経営

（ロ）特別養護老人ホームの経営

（2）第二種社会福祉事業

（イ）障害福祉サービス事業の経営

（ロ）移動支援事業の経営

（ハ）相談支援事業の経営

（ニ）老人デイサービス事業の経営

（ホ）老人居宅介護等事業の経営

（ヘ）老人短期入所事業の経営

（名称）

第2条　この法人は、社会福祉法人北杜という。

（経営の原則等）

第3条　この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

2　この法人は、地域社会に貢献する取組として、日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者等を支援するため、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

（事務所の所在地）

第4条　この法人の事務所を秋田市下新城中野字街道端西 11 番地の1に置く。

第2章　評議員

（評議員の定数）

第5条　この法人に評議員7名以上 10 名以内を置く。

（評議員の選任及び解任）

第6条　この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

2　評議員選任・解任委員会は、監事1名、事務局員1名、外部委員1名の合計3名で構成する。

3　選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。

4　選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。

5　評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員が出席し、かつ、外部委員が賛成することを要する。

（評議員の任期）

第7条　評議員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2　任期の満了前に辞任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、辞任した評議員の任期の満了する時までとすることができる。

3　評議員は、第5条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

（評議員の報酬等）

第8条　評議員に対して、各年度の総額が1,000,000円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

第3章　評議員会

（構成）

第9条　評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

（権限）

第10条　評議員会は、次の事項について決議する。

(1) 理事及び監事の選任又は解任
(2) 理事及び監事の報酬等の額
(3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
(4) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認
(5) 定款の変更
(6) 残余財産の処分
(7) 基本財産の処分
(8) 社会福祉充実計画の承認
(9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

（開催）

第11条　評議員会は、定時評議員会として毎会計年度終了後3ヶ月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

（招集）

第12条　評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2　評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

（決議）

第13条　評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2　前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。
(1) 監事の解任
(2) 定款の変更
(3) その他法令で定められた事項
3　理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 15 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。
4　第1項及び第2項の規定にかかわらず、評議員(当該事項について決議に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をした時は、評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)
第 14 条　評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
2　議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名が前項の議事録に署名し又は、記名押印する。

第4章 役員及び職員

(役員の定数)
第 15 条　この法人には、次の役員を置く。
(1) 理事　6名以上8名以内
(2) 監事　2名以上3名以内
2　理事のうち1名を理事長とする。
3　理事長以外の理事のうち、2名以内を業務執行理事とすることができる。
4　理事長以外の理事のうち、1名を常務理事とすることができる。
5　前項の常務理事は、業務執行理事とする。

(役員の選任)
第 16 条　理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。
2　理事長、常務理事及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)
第 17 条　理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。
2　理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、常務理事及び業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
3　理事長、常務理事及び業務執行理事は、毎会計年度に4箇月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)
第 18 条　監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
2　監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

（役員の任期）
第19条　理事又は監事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
2　理事又は監事は、第15条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

（役員の解任）
第20条　理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。
(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

（役員の報酬等）
第21条　理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

（職員）
第22条　この法人に、職員を置く。
2　この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員（以下「施設長等」という。）は、理事会において、選任及び解任する。
3　施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

第5章　理事会

（構成）
第23条　理事会は、全ての理事をもって構成する。

（権限）
第24条　理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。
(1) この法人の業務執行の決定
(2) 理事の職務の執行の監督
(3) 理事長、常務理事及び業務執行理事の選定及び解職

（招集）
第25条　理事会は、理事長が招集する。
2　理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

（決議）
第26条　理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
2　前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く）は、理事会の決議があったものとみなす。

（議事録）
第27条　理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
2　出席した理事長及び監事は、前項の議事録に署名し、又は記名押印する。

第6章　資産及び会計

（資産の区分）
第28条　この法人の資産は、これを分けて基本財産、その他財産及び公益事業用財産の3種とする。
2　基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。
(1) 建物
(イ) 秋田市下新城中野字街道端西177番地1、11番地1、11番地4及び177番地4所在の家屋番号177番1　鉄筋コンクリート造陸屋根・亜鉛メッキ鋼板葺平屋建　障がい者支援施設ほくと建物　1棟(3,410.40 ㎡)　並びにコンクリートブロック造コンクリート板葺平屋建　機械室　1棟(9.50 ㎡)
(ロ) 秋田市茨島四丁目230番地3所在の家屋番号230番3　鉄骨造陸屋根2階建　リフレッシュコア茨島建物　1棟(340.02 ㎡)
(ハ) 秋田市中通四丁目150番地2所在の家屋番号150番2　鉄筋コンクリート造陸屋根5階建　特別養護老人ホーム中通建物　1棟(3,592.70 ㎡)
(ニ) 秋田市中通五丁目259番地1、259番地3及び259番地8所在の家屋番号259番1　鉄骨造陸屋根4階建　特別養護老人ホーム中通アネックス建物　1棟(1,976.91 ㎡)
(2) 土地
(イ) 障がい者支援施設ほくと　敷地4筆
秋田市下新城中野字街道端西177番1　(4,045.99 ㎡)
〃　11番1　(2,692.67 ㎡)
〃　11番4　(16.12 ㎡)
〃　177番4　(44.45 ㎡)
(ロ) 障がい者支援施設ほくと　駐車場1筆
秋田市下新城中野字街道端西13番3　(233.60 ㎡)
(ハ) リフレッシュコア茨島　敷地1筆
秋田市茨島四丁目230番3　(308.11 ㎡)
(ニ) リフレッシュコア茨島　駐車場2筆
秋田市茨島四丁目202番3　(157 ㎡)
〃　202番8　(68 ㎡)
(ホ) 特別養護老人ホーム中通　敷地1筆
秋田市中通四丁目150番2　(974.68 ㎡)
(ヘ) 特別養護老人ホーム中通　駐車場6筆
秋田市中通六丁目227番26　(209.77 ㎡)
秋田市中通六丁目227番59　(64.24 ㎡)
秋田市中通六丁目284番6　(330.58 ㎡)
秋田市中通六丁目284番9　(329.91 ㎡)
秋田市中通六丁目284番10　(0.69 ㎡)
秋田市中通六丁目284番12　(1.28 ㎡)
(ト) 特別養護老人ホーム中通アネックス　敷地3筆
秋田市中通五丁目259番1　(920.49 ㎡)
〃　259番3　(51.30 ㎡)

〃　　259番8　　(122.31㎡)

3　その他財産は、基本財産及び公益事業用財産以外の財産とする。

4　公益事業用財産は、第36条に掲げる公益を目的とする事業用に供する財産とする。

5　基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第2項に掲げるため、必要な手続をとらなければならない。

(基本財産の処分)

第29条　基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て、秋田市長の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、秋田市長の承認は必要としない。

(1)独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合

(2)独立行政法人福祉医療機構と協調融資(独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。)に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合(協調融資に係る担保に限る。)

(3)社会福祉施設整備のための資金に対する融資を行う確実な民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合で、当該事業計画が適切であるとの関係行政庁による意見書を秋田市に届け出た場合。なお、当該貸付に係る償還が滞った場合には、遅滞なく秋田市に届け出るものとする。

(資産の管理)

第30条　この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

2　資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

3　前項の規定にかかわらず、基本財産以外の資産の現金の場合については、理事会の議決を経て、株式に換えて保管することができる。

(事業計画及び収支予算)

第31条　この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2　前項の書類については、主たる事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第32条　この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 収支計算書(資金収支計算書及び事業活動計算書)

(5) 貸借対照表及び収支計算書(資金収支計算書及び事業活動計算書)の附属明細書

(6) 財産目録

2　前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3　第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定

款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
(1) 監査報告
(2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
(3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
(4) 事業の概要等を記載した書類

(会計年度)
第33条　この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(会計処理の基準)
第34条　この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)
第35条　予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意がなければならない。

第7章　公益を目的とする事業

(種別)
第36条　この法人は、社会福祉法第26条の規定により、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として、次の事業を行う。
(1) 居宅介護支援事業所
(2) 地域生活支援事業
2　前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の3分の2以上の同意を得なければならない。

第8章　解散

(解散)
第37条　この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)
第38条　解散(合併又は破産による解散を除く。)した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

第9章　定款の変更

(定款の変更)
第39条　この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、秋田市長の認可(社会福祉法第45条の36第2項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。)を受けなければならない。
2　前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を秋田市長に届け出なければならない。

第 10 章　公告の方法その他

（公告の方法）

第 40 条　この法人の公告は、社会福祉法人北杜の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

（施行細則）

第 41 条　この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附　則

1　この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員の選任を行うものとする。

理事長	小　林　俊　夫
理　事	梅　村　美代子
〃	中　泉　幸　子
〃	野　村　幸　悦
〃	戸　嶋　普司雄
〃	椎　名　政　利
〃	柏　谷　芳　春
〃	柏　谷　健　作
〃	柏　谷　　勲
〃	嵯　峨　正　明
〃	碇　屋　誠　一
〃	安　田　正　男
〃	川　村　新　一
〃	川和田　尚　義
〃	佐　藤　正　人
監　事	渡　辺　一　男
〃	伊　勢　康　男

2　この定款は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
2　この定款は、令和 元年 7 月 11 日から施行する。
2　この定款は、令和 5 年 9 月 7 日から施行する。
2　この定款は、令和 7 年 7 月 25 日から施行する。
2　この定款は、令和 8 年 7 月 16 日から施行する。